

第2回 旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会

資 料

資料1	旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会設置要綱……………	P 3
資料2	旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会の公開に関する要領…	P 5
資料3	第1回 旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会 議事録……	P 9
資料4	旧御所水道ポンプ室の文化財的価値について……………	P 19
	○ 現行の文化財指定など	
	○ 片山東熊の設計作品	
	○ 有形文化財のポンプ室	
	○ 旧御所水道ポンプ室の文化財的価値	
資料5	旧御所水道ポンプ室の立地状況を踏まえた活用の方向性について……	P 37
	○ 旧御所水道ポンプ室の周辺環境	
	○ 旧御所水道ポンプ室の保存・活用方策の検討	
	○ 保存・活用に当たっての課題整理	
資料6	琵琶湖疏水通船復活事業について……………	P 45

旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会設置要綱

(目的)

第1条 琵琶湖疏水の関連施設である「旧御所水道ポンプ室」の保存・活用の方法の検討に向けて、外部有識者等から、専門的な見地からの意見や助言を受けるため、旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る事項
- (2) 旧御所水道ポンプ室の耐震補強を含む改修等に係る事項

(組織)

第3条 懇談会は、委員7名をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者その他公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、懇談会を設置した日から平成30年3月31日までとする。

- 2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 懇談会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第6条 懇談会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの懇談会は、管理者が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、上下水道局水道部管理課及び総務部経営企画課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月31日から実施する。

旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会の公開に関する要領

(趣旨)

第 1 条 旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会（以下「懇談会」という。）

の公開については、京都市市民参加推進条例第 7 条及び京都市市民参加推進条例施行規則第 3 条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(懇談会の公開)

第 2 条 懇談会は、原則として公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は、懇談会を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第 7 条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になると認めるときは、懇談会の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第 3 条 懇談会の公開は、懇談会の傍聴を希望する者に、当該懇談会の傍聴を認めることにより行う。

- 2 懇談会を公開するときは、傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、懇談会の会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴することができない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、懇談会を傍聴することができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ（疾病その他正当な理由がある場合を除く。）等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ等会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他懇談会の進行を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 懇談会における発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 懇談会の場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 懇談会の場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、懇談会の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、懇談会を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第8条 懇談会の終了後速やかに、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録及び懇談会の資料は、原則として公開する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は懇談会の資料の全部又は一部を公開しないことができる。
 - (1) 懇談会を公開しなかったとき。
 - (2) 議事録又は懇談会の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。

- 4 前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- 5 議事録には、懇談会において定めた2人の出席委員が署名するものとする。

附 則

この要領は、平成29年10月31日から実施する。

平成 29 年度 第 1 回旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会議事録

日 時 平成 29 年 10 月 31 日（火） 午後 4 時～午後 5 時

場 所 琵琶湖疏水記念館 2 階ホール

出席者（五十音順，敬称略）

1 委員

石田 潤一郎	京都工芸繊維大学教授
窪田 裕幸	京都商工会議所産業振興部長
中嶋 節子	京都大学大学院教授
宗田 好史	京都府立大学副学長
山田 有希生	京阪ホールディングス株式会社経営統括室事業推進担当部長
山添 洋司	京都市公営企業管理者上下水道局長

2 京都市

京都市公営企業管理者上下水道局長，水道部長，総務部経営政策担当部長
事務局（水道部管理課・施設課，総務部経営企画課）

次 第

1 開 会

- （1）京都市あいさつ
- （2）本懇談会の概要説明
- （3）委員の紹介

2 委員長及び副委員長の選任

- （1）委員長及び副委員長の選任
- （2）委員長あいさつ

3 会議の公開について

4 議 題

- （1）旧御所水道ポンプ室について
- （2）旧御所水道ポンプ室の耐震診断結果について
- （3）琵琶湖疏水通船復活事業について
- （4）立地ポテンシャルについて

5 今後の予定

- （1）今後の進め方及びスケジュールについて
- （2）第 2 回懇談会について

6 閉 会

内 容

1 開会

(1) 京都市あいさつ

京 都 市： 皆様方には、今回の懇談会の委員の就任を快く引き受けていただき、感謝申し上げます。

琵琶湖疏水そのものが産業遺産として、それから、水道や発電に利用することで、今なお京都市民の生活も支えている重要な施設である。実地で生きている施設だが、いわゆる疏水の魅力を向上させて、市民や観光客の皆様にもその良さを十分に知っていただきたいということで、この間、色々活動してきている。

琵琶湖の通船は、これまで3年間で5回試行事業という形でやってきたが、新しい船もできて、来年の春から本格実施する運びになっている。

蹴上の乗下船場のそばに旧御所水道ポンプ室がある。かねてからこの重要な施設をどうしようかという話があったが、疏水の魅力を一層知っていただくという観点から、どのようにしていったらいいのか、活用の術があるのか等について、委員の皆様方から忌憚のない御意見を賜りたいと思っているので、よろしくお願いしたい。

本日は時間が限られている中で、我々の事業の説明等が多くなるかもしれないが、懇談会は今後複数回開催して、有効な活用の方向性についてそれぞれの立場から御意見を賜りたいと思っている。どうぞよろしくお願いしたい。

(2) 懇談会の概要説明

事 務 局： 資料の説明（資料1）

(3) 委員の紹介

事 務 局： 各委員の紹介

2 委員長及び副委員長の選任

(1) 委員長及び副委員長の選任

旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会設置要綱第5条第2項に基づき、委員の互選により、宗田委員を委員長に選任

旧御所水道ポンプ室の保存・活用に係る懇談会設置要綱第5条第2項に基づき、委員長の指名により、山田委員を副委員長に選任

(2) 委員長あいさつ

宗田委員長： 御指名をいただいたので委員長を務めさせていただく。

琵琶湖疏水を産業遺産として世界遺産に登録したらどうかということを、京都商工会議所が提案されたのが十数年前である。その時もJ R東海の須田寛相談役が、日本商工会議所 観光小委員会 委員長として産業観光に大変熱心に取り組んでいることもあって、通船を復活したらどうかと言われた。須田相談役はかつて岡崎にお住まいで、インクラインが動いていた頃、琵琶湖の船頭達が船溜まりで七輪を使って魚を焼きながら昼食をとっていたという話や、本当

に船が動いていた時代の京都と大津の関係、これが大きな観光資源になるという話をされた。また、イギリスは産業革命発祥の地だが、産業革命初期の時代のアークライトの水力紡績機がダーウェントバレーの産業遺産群として世界遺産に登録されていることも引き合いに出し、ダーウェントバレーでは今、かつての水路が成熟社会の観光施設として、大勢の観光客が見に来るようなものではないが、ゆっくりとボートを浮かべて個人個人がその船の上で1週間から2週間の船旅を楽しむというようなイメージを紹介された。我々も見学に行って、琵琶湖疏水に持てる期待が非常に大きくなった。

近代水道事業は、国民や市民の安心・安全、特に衛生を改善することに画期的な役割を果たし、同時に工業用水等の膨大な都市の水道需要に応えてきた歴史がある。そういう意味では、京都市の上下水道事業は大変長く近代化の歴史の中心にあった所である。そこでは安心・安全を非常に重視していたので、観光利用に関しては理解が得にくかった。京都商工会議所で取り組んだ時代も上下水道局の理解が管理運営上得られなかったことをよく記憶している。

それがこのような形で、門川市長の英断もあって新しい流れが作れていくことになった。その中で今回、旧御所水道ポンプ室は京都市が率先して取り組む文化遺産事業の目玉として、京都の名に恥じないものにしたいと思っているので、先生方の手厚い御協力をいただいてしっかりしたものにしていきたい。よろしくお願いしたい。

3 会議の公開について

宗田委員長： 今日の議事進行について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 議事及び資料の確認

宗田委員長： 会議の公開について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料の説明（資料2）

宗田委員長： 本懇談会の会議は原則公開である。今日の懇談会では特に非公開情報を取り扱わないので、原則どおり、公開で行うこととする。

本日の会議の議事録については後日公表することとする。

議事録は2名の委員の署名が必要ということなので、出席委員の名簿順で、石田委員と窪田委員にお願いしたい。

4 議題

- (1) 旧御所水道ポンプ室について
- (2) 旧御所水道ポンプ室の耐震診断結果について
- (3) 琵琶湖疏水通船復活事業について
- (4) 立地ポテンシャルについて

事務局： 資料の説明（資料3～7）

宗田委員長： 旧御所水道ポンプ室の建物を具体的にどう使うかという説明がないが、そこは全て白紙ということか。何か京都市としての考えはあるのか。

京 都 市： 現時点においては、具体的にこういう方向でというイメージはない。これから検討していきたいと考えている。

宗田委員長： 了解した。そういう状況なので、委員の皆様方には専門の立場から今日御覧になった感想、今後どのような方向性で検討すべきか等、第1回目なので最初の感想ということでお願いしたい。

石 田 委 員： 私は近代建築史が専門なので何度か建物は拝見していたが、今日改めて細かく見ると、文化財的には非常に残存している状態が良い。建具など本来傷みやすいと思われる所が良く残っていることに感動した。また、デザイン的に非常に美しいものだということはよく承知しているが、材料、特に石の使い方が大変贅沢というか、1個の石を削って装飾を作り出している。小さなピースを組み合わせるのではなく、数十センチ角の石から作り出すことをしていて、さすが宮内省の営繕だと思った。しかも施工の精度が非常に良い。そういったことから、歴史的建造物としての価値が非常に高いものであると改めて感じた。

宗田委員長： 文化財保護課は今日来ているのか。奥委員がその立場だが欠席であるため、文化市民局としてこの建物をどう取り扱うかということに関して、誰か発言できる人はいるか。

京 都 市： 申し訳ないが、発言できる者はこの場にいない。

宗田委員長： 文化財行政としてすべきことは当然きちんとしなければいけない。これだけの歴史的価値のある建造物だと、京都市として国と協議をしながら文化財的な価値を追求することになる。それについては次回、奥委員から京都市文化財保護課、文化市民局としての立場を聞きたい。文化庁とも相談しているだろうから、御意見を聞くことから始めていきたい。今回は上下水道局の懇談会としてスタートしているが、京都市文化市民局としての懇談会が必要な時に先生方の御協力をいただくことも今後あるだろう。

中 嶋 委 員： 私は都市計画の方が専門で、通船に乗った機会も含めて3、4回あの辺りを拝見している。今回、文化財的な価値とか建物の価値という視点で石田先生と一緒にまわらせていただいたが、先生も言われたように大変きちんと造っている。京都のレンガ造の建物の中でもデザイン的・技術的に優れており、京都の歴史の中で、旧御所水道ポンプ室という非常に京都らしい都市施設の1つとしても高く評価できるのではないかと思った。山側の付属屋もおそらく明治45年当時のデザインのものでそのまま残っているので、あの辺も含めて文化財の価値付けが必要。文化財的な視点、都市の歴史・京都の歴史の視点からあの建物を明確に位置付けた報告書というか調査がまだできていないと思う。この活

用を前提に考える前に、あの建物の価値を評価すべき。耐震が相当弱いという数字が出ているのに驚いているが、その価値付けをまず明確にしていくのが大前提だと思う。それを踏まえて、その価値を念頭に入れながら同時進行的に、次にどう活用していくのかということを検討していきたい。

宗田委員長： 琵琶湖疏水の通船に関して山田委員にも話を聞いた。観光的な価値があることは明らかなが、テーマパークの中で船に乗るわけではない。我が国の歴史、特に近代の歴史を語る産業遺産・文化遺産としての琵琶湖疏水、全国どこにでもない世界有数の近代遺産としての琵琶湖疏水を船で行くことに価値があるわけである。京都という美しい町は紅葉も桜も綺麗で季節を楽しめて、そこに歴史都市京都の中の近代を切り取った琵琶湖疏水があり、その中に片山東熊の特に美しい由緒のある立派な建物があるから、この通船事業は華を持つわけである。この華を欠いて通船事業を行うようなことがあったら台無しになるので、これをいかに正しく保存していくかということが大きな課題である。

山田副委員長： 京都市上下水道局等と一緒に琵琶湖疏水通船事業の検討を始めて、私は平成26年の夏から関わっているが、最初に当時の水田前公営企業管理者上下水道局長の部屋を訪問した。その部屋に旧御所水道ポンプ室の絵が掲げられており、非常に美しいと思ったことを思い出した。私は建築には全く詳しくないが、準備期間中に疏水沿線を歩いたり、旧御所水道ポンプ室も見せていただき、非常に重みのある施設だと思った。

平成29年10月21日付の読売新聞の、旧帝国奈良博物館本館について言及している記事の中で、今年は片山東熊没後100年に当たると書かれていた。この懇談会がこの秋に開催されるのは感慨深いものがあり、その中でメンバーに加えていただいて非常に幸せに感じている。

来年、明治維新150年という節目に我々は疏水通船の本格事業をするわけだが、この3年間の過程で意識してきたことを皆様にお伝えしたい。1つは、通船という乗り物なのでまずは安全第一。2つめはサービス。顧客満足の中で特に意識したのは、宗田委員長が言われたとおり、テーマパークの船とか外洋のクルーズ船とは違うということ。疏水建設の背景や歴史の重みを理解することが大事である。これは京都から東京に遷都した後、京都の建て直しをする中で努力されたもので、かつ、建設の中でただ単にトンネルを掘るだけではなく出入口には扁額を掲げている。旧御所水道ポンプ室もそうだが、100年以上経って評価されることをある程度予期しているような造り方をされている。本当に明治の先人は良いものを残されたと思っている。

通船のガイドの評判が良いことがアンケート結果に出ている。ガイドは水道局の100年史等を非常に勉強して、話す内容も練りに練ったつもりである。ただ単に桜が綺麗、紅葉が綺麗というだけの琵琶湖疏水沿線ではなく、年中楽しめる観光にしていきたい。

こちらは蹴上の乗下船の栈橋があるが、お客様からちょっと飲み物が欲しいとか食事をとりたいという声をよくいただく。トイレの問題等もあるし、利活用という意味ではそういった議論も大事だが、活用の前に価値を評価すること

が前提である。その前提を崩してレストランを作ったら良いとかいう軽々しい議論にすべきではない。まずきちんと前提を押さえたうえで、そういう話をしていきたいと思っている。

宗田委員長： 大変心強い意見である。

片山東熊を含め大勢の建築家が、100年後の今日見られることを意識して作ったものだという御意見は多分そのとおりだと思う。当時の、特に宮内省の建築家は、100年後も皇室が安寧であることを祈り、当時の大日本帝国の発展を確信していただろう。その100年後を見越して建てたものが、今我々の手でどうやって本来の美しさや輝きを発することができるかというお手伝いをさせていただくわけだから、当時の人の思いというものをもう一度よく心に留めて、通船を利用するお客様と一緒に愛でることが形にしていける。それが京都の誇りかなと思う。

窪田委員： もともと京都商工会議所の役員が、産業遺産としての琵琶湖疏水を活用したいという思いがあった。結果、関係者の努力で来年から琵琶湖疏水通船事業が本格始動するという事で、特に観光・運輸部会の関係者・役員の方々が非常に期待している。

しかしながら、商業的に活性化すれば良いとは決して思っていない。建築物としての価値の話があったが、京都が培ってきた歴史的・文化的な価値はしっかりと評価すべきだと思う。最近よく「文化財の活用」と声高に言われて動きも活発になっていて、京都市で言うと二条城も積極活用されているが、それをしっかり維持していくために、京都の伝統技術を持った方々が技術の継承も含めて深く関わっている。京都が持っている産業技術を残しながら、それを特に若い人に伝えていくことも非常に大事だと思う。そういう観点から、まずは文化財・建物としての価値を位置付けることが大事だろう。

さらに欲を言えば、琵琶湖通船が継続運営していくためには採算性の問題も今後検討を深めていく必要があるので、そういったこともバックアップできるくらいポンプ室が商業的に上手く活用できるのであれば、それが一番良い形かなと思っている。ただ、そこに行くまでには現状とこれまでの蓄積というものを位置付けることが大前提なので、そこについてはしっかりと議論を深めていただきたい。

宗田委員長： 柔軟な御指摘である。そもそも須田相談役が通船の話をされた時、「釘を刺しておくが、これはどうあがいても採算性はない。鉄道を長くやっていたからこの事業は全く採算性がないことは分かるが、それでも希望として、文化遺産を愛でることからすると、通船は意味がある」と言っていた。鉄道事業とかサービス業をやったことがない素人は観光客が来ればお金が儲かると思うが、仮にここでカフェやレストランをやってもこのような不便な場所では通船のお客様しか来られないから、これで採算を取ることは不可能である。

また、車で行ってみて分かったが、あそこまで車で来ることはほとんど不可能である。取水口があるからあの空間で観光客が滞留する、車を停めることに

もかなり制限がある。その辺りはよほど考えていかないと、観光だから金になるみたいなことはあり得ない。これが現実だということも、我々は専門家の目で厳しく見ていく必要がある。今日いただいた資料はあくまでも岡崎全体の活性化ということで位置付けるべきもので、決してこの旧御所水道ポンプ室だけのことではない。そういう意味で、まさに白紙からスタートしていけばいい。

そのように御理解いただいて、文化遺産の活用と同時に京都観光全体が活性化するという広い意味の中での位置付けが良いという御指摘かと思う。

山添委員：冒頭で文化財の話が出たが、京都市の文化財部門等からは疏水全線を文化財指定することを検討しており、旧御所水道ポンプ室についてもそれは言われてきた。一方で、現に今、水道や発電に使っている施設なので難しい部分もある。現段階では、平成8年に当時の文部省から12箇所について史跡の指定は受けている。その資料は次回提出する。その他の所についても文化財云々の話はあるので、文化庁が移転して来るからというわけではないが、前向きに考えていかなければいけない。色々なレベルがあると思う。例えば片山東熊のものだと、これまでを見ているとかなり重い指定の施設も多いだろうが、そういうことを前提にするのかしないのかも含めての話になると思う。

通船が年間80日ぐらいだと乗船のお客様だけになるが、採算性の問題も含め、できればそれをもう少し広げていけたらいいのではないかと考えている。そうすると、今は上下水道施設としての一体化になっているので通常は誰も入れないが、あのゾーンの仕切りをもう少し変えて行けるようにできないかということも検討したらいいと思っている。今限られた人員だけが来る前提であそこをどうするという話だけではない。

もう1つ、疏水沿線の魅力向上について。山科の東山緑地という疏水沿線の辺りも建設局で予算を入れて公園整備することになっている。一方で、上下水道局も総合企画局と連携するが、今の蹴上の界隈を、この部分も含めてもう少し周遊性・回遊性が高まって、色々な人が歩いていただけるような整備として看板やパンフレット等もできる限りしていきたい。そういう方向性もあるかなと思っている。

宗田委員長：世界中の歴史都市で、ブラウンフィールドという問題がある。歴史都市に限らないが、産業遺産である工場跡や港湾施設跡等が焦げ茶色に錆びて捨てられている。そこに少し手を加えて魅力的な空間にしていくと都市再生が進んでくることがある。町並み、水辺、緑。岡崎はまさにこの3つが揃っている所なので、上手にすれば、非常に魅力的な京都らしい空間になる。そういう町づくりの一環として建設局にも頑張ってもらう。琵琶湖疏水もその1つで、そういう意味の大きな流れがあるのは良いが、広域に処理しなければいけないのが難しい。三条通を安全に通っていただけるかとか、また来ていただけるようにしなければいけない。

京都市は早くから文化市民局に文化財保護課を置いた。つまり市長部局に文化財行政がある。文化財保護審議会・文化庁がその活用を念頭において、教育委員会・教育庁ではなく市長部局に文化財保護課を移すことを提案しており、

山田知事が京都府の文化財保護課を教育庁から知事部局に移す検討に入っている。そのように、総合的な文化・景観・観光が一体で京都創生として進めてきたというのが京都市の実績なので、今言われたような流れが建設局も含めて、京都らしい解決策にしていきたいと思う。

石田委員： 「保存・活用に係る懇談会」となっているが、保存と活用というのは、本来はかなり相反する概念である。保存というのは現在を触らずにできるだけ未来に過去を無傷で伝える行為だし、活用というのは現在の利便性をどれだけ高めていくかという行為なので、どこかでせめぎ合う部分がある。そこを何とか両立させるためには、どこに価値があるのか、どこを守るべきでどこは変えてもいいか、むしろ別の価値付けをした方がいいのではないかというような視点での調査、価値判断を、我々も知見としてきちんと備えておく必要があると改めて思った。

宗田委員長： 100年後にこう見られたかったという片山東熊の思いを探っていただいて、それが実現できるようにすることが活用だと思う。

石田委員： 単に空き家のまま山陰に置いておいても朽ち果てるだけなので、何とかしなければいけない。その辺をどう塩梅するかということだが、その塩梅をするに当たり、多少使い勝手が悪くてもここは残したいという判断をしていく基準を持っておかなければいけないと思う。そこを改めて強調したい。

宗田委員長： 建物の魅力を損なうような活用は決してしないということはここではっきりしておいて、本当に良いものを見てもらおうということだけはしっかりやっていきたい。

中嶋委員： この懇談会の名称は「旧御所水道ポンプ室の保存・活用」で、この建物からどうするかというのはもちろん大きな議題だが、もう少し広がりを持ってはどうか。山添委員が出入口の整備等を考えて人の流れも検討していいと言われたので、建物をどう使うか、どう残していくかという話と共に、周辺部の活用ももう少し念頭に入れながら懇談会を進めていくべきだと思う。今、大きな地図は付けていただいているが、次回以降はぜひ周辺部の状況、例えば九条山の丸い池も含めて何か使えるかもしれないし、疏水から下りるお客様だけではなくインクラインから来るお客様の流れをどう作るか等、周辺部も含めて検討しながら、このポンプ室が最大限にキーになるような、一番そこに行きたいという人達が沢山出てくるような施設づくりや活用のあり方を検討できれば良いと思う。むしろポンプ室から周辺に発信できるような、ここに来るために周りをこういう風に整備したらどうかというアイデアもあると思う。

宗田委員長： 今日は意識して岡崎の色々な現状の資料を付けていただいたが、通船を降りたお客様がどう歩いて岡崎まで行ってくれるかということがネックだった。

中 嶋 委 員： 願わくは、インクライン沿いを歩くなり、分線の方に回っていただくなりして、その拠点になるみたいな。

宗田委員長： 南禅寺方面や琵琶湖疏水記念館等、色々なルートがありそう。その道沿いに色々なものがまだ眠ってそうだと思う。

中 嶋 委 員： そのつなぐ所に、良いものが沢山残っているのに知られずにいる所がまだあるので、セットで考えられる情報をいただける方が良いと思う。

宗田委員長： 山裾全体がもっと大きな周遊・回遊の空間として光ってくるようなことが考えられると良いのではないかな。

石 田 委 員： 車で行く時に、インクラインの所で扮装して写真を撮っている人が何組もいた。和服の人達も来る時にちらっと見かけた。今はインクラインを上がってきて、写真を撮り終わったらすぐ下りて、せいぜい「ねじりまんぼ」を通るくらいのことしかできないが、ポンプ室まで行ってそこから逆方向の、西から東へ上がる周遊コースも考えられそうだなと思って見ていた。

宗田委員長： 「ねじりまんぼ」まで下りて、あれをくぐれば岡崎の庭園という文化的景観だから素晴らしい散策コースが広がってくるわけで、近代が凝縮しているということではないだろうか。そこをどうするかというのが今回の議論の1つのキーになると思う。

また、山添委員からも説明があったが、今回は奥委員に京都市における文化財への取り組みを含めた話を伺う前提で御説明いただきたい。

時間も迫ってきたので、今後の進め方及びスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

5 今後の予定

(1) 今後の進め方及びスケジュールについて

(2) 第2回懇談会について

懇談会は平成30年3月までに複数回、実施することを案内し、第2回懇談会の開催日程については後日事務局より連絡することとした。

6 閉 会

旧御所水道ポンプ室の文化財的価値について

1 現行の文化財指定など

旧御所水道ポンプ室は、国の重要文化的景観の一部とされている。また、琵琶湖疏水は、史跡や近代化産業遺産にも指定・認定されている。

(1) 重要文化的景観（P 25～P 28 参照）

本市（文化市民局）では、六勝寺^{りくしょうじ}の造営や琵琶湖疏水の開削によって形成された岡崎地域の優れた風景を次の世代に継承することを目的として、文化的景観としての調査検討・保存計画策定事業を実施した（平成22～26年度）。

こうした成果に基づき、平成27年10月、東山麓から鴨川にかけての岡崎一帯が「京都岡崎の文化的景観」として、国の重要文化的景観に選定された。

旧御所水道ポンプ室は、京都岡崎の文化的景観の価値を構成する景観構成要素のうちの「重要な構成要素」として特定しており、一定の現状変更等において、文化庁への届出や文化財保護課との事前協議が必要となる。また、復旧修理や修景に補助制度がある。

「京都岡崎の文化的景観」の中で、旧御所水道ポンプ室は、庭園文化や産業、発電などの琵琶湖疏水の複合的水利用を象徴する建築であると評価されており、ポンプ室建物の外観意匠を継承するとともに、建物の周辺整備においては、文化的景観に配慮することとしている。一方で、建物の小修理、維持管理は、日常的管理事項としている。

※1 重要文化的景観 … 文化財保護法では、「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことのできないもの」を文化的景観と定めており、このうち、典型的でないし独特なものを、自治体からの申し出に基づき、国が「重要文化的景観」として選定・保護する制度が設けられている。

文化的景観の保護制度は、平成16年の文化財保護法の一部改正により始まった文化財保護の手法である。

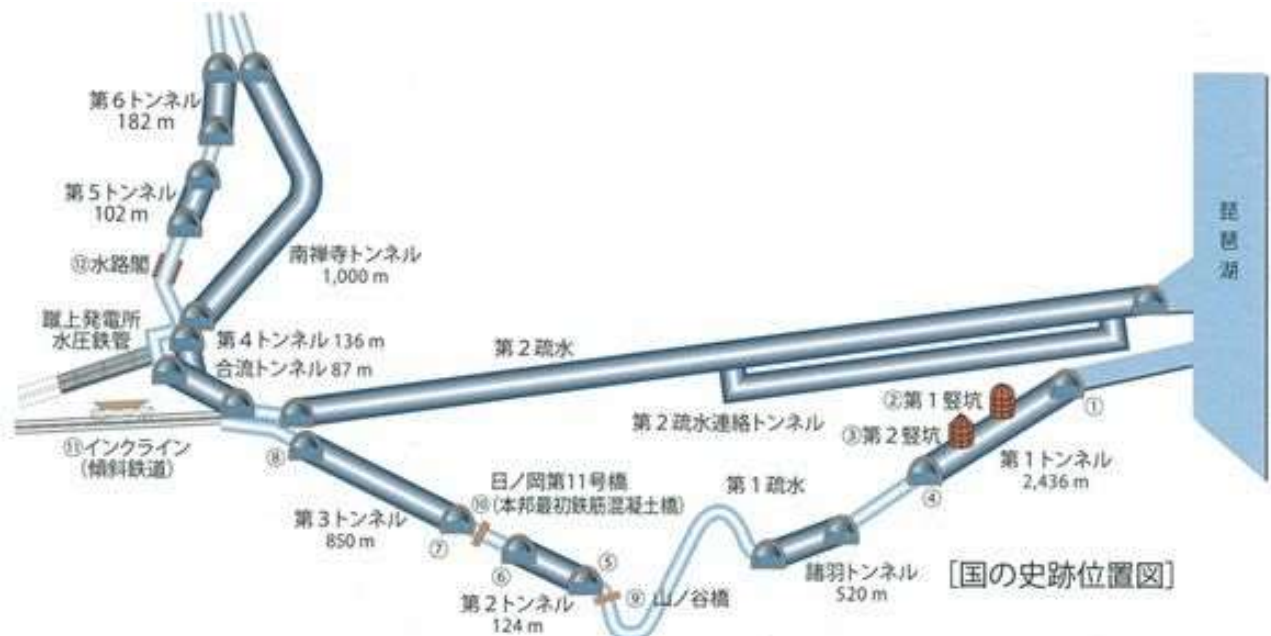
2 六勝寺^{りくしょうじ} … 院政期、天皇や中宮の発願で鴨川東岸の白河（現在の岡崎地域）の地に建立された6つの寺院（法勝寺^{ほっしょうじ}、尊勝寺^{そんしょうじ}、最勝寺^{さいしょうじ}、円勝寺^{えんしょうじ}、成勝寺^{せいしょうじ}、延勝寺^{えんしょうじ}）。いずれも「勝」の字がつくため、六勝寺と総称された。

3 重要な構成要素 … 重要文化的景観のうち、文化的景観の価値を反映している施設等については、所有者の同意を得て、「重要な構成要素」に特定して保護することができる。「重要な構成要素」は、復旧修理や修景に補助制度がある。

「京都岡崎の文化的景観」では、約40の「重要な構成要素」があり、旧御所水道ポンプ室の他に、蹴上インクラインや蹴上船溜などの疏水関連施設も含まれている。

(2) 史跡

琵琶湖疏水は、明治中期の日本の土木技術水準を示すとともに、舟運、水力発電、水道等を通じて近代都市としての京都の発展を支えた重要な遺跡であるとして、平成8年6月、その一部の12箇所について、国の史跡に指定された。



① 第1トンネル入口部分



② 第1竪坑



③ 第2竪坑



④ 第3トンネル出口部分



⑤ 第4トンネル出口部分



⑥ 第5トンネル入口部分



⑦ 第6トンネル出口部分



⑧ 第7トンネル入口部分



⑨ 山ノ谷橋



⑩ 日ノ岡第11号橋
(本邦最初鉄筋混凝土橋)



⑪ インクライン



⑫ 水路閣

(3) 近代化産業遺産（P 2 9 参照）

経済産業省が、近代化産業遺産が持つ価値をより顕在化させ、地域活性化に役立てることを目的に、幕末から戦前にかけて日本の近代化に貢献した建造物等、地域の産業や技術の発展を物語る産業遺産を地域史、産業史を軸としたストーリーに取りまとめて公表するとともに、その近代化産業遺産に対して認定を行うものである。

琵琶湖疏水は、「京都における産業の近代化の歩みを物語る琵琶湖疏水などの近代化産業遺産群」の構成遺産として認定された。

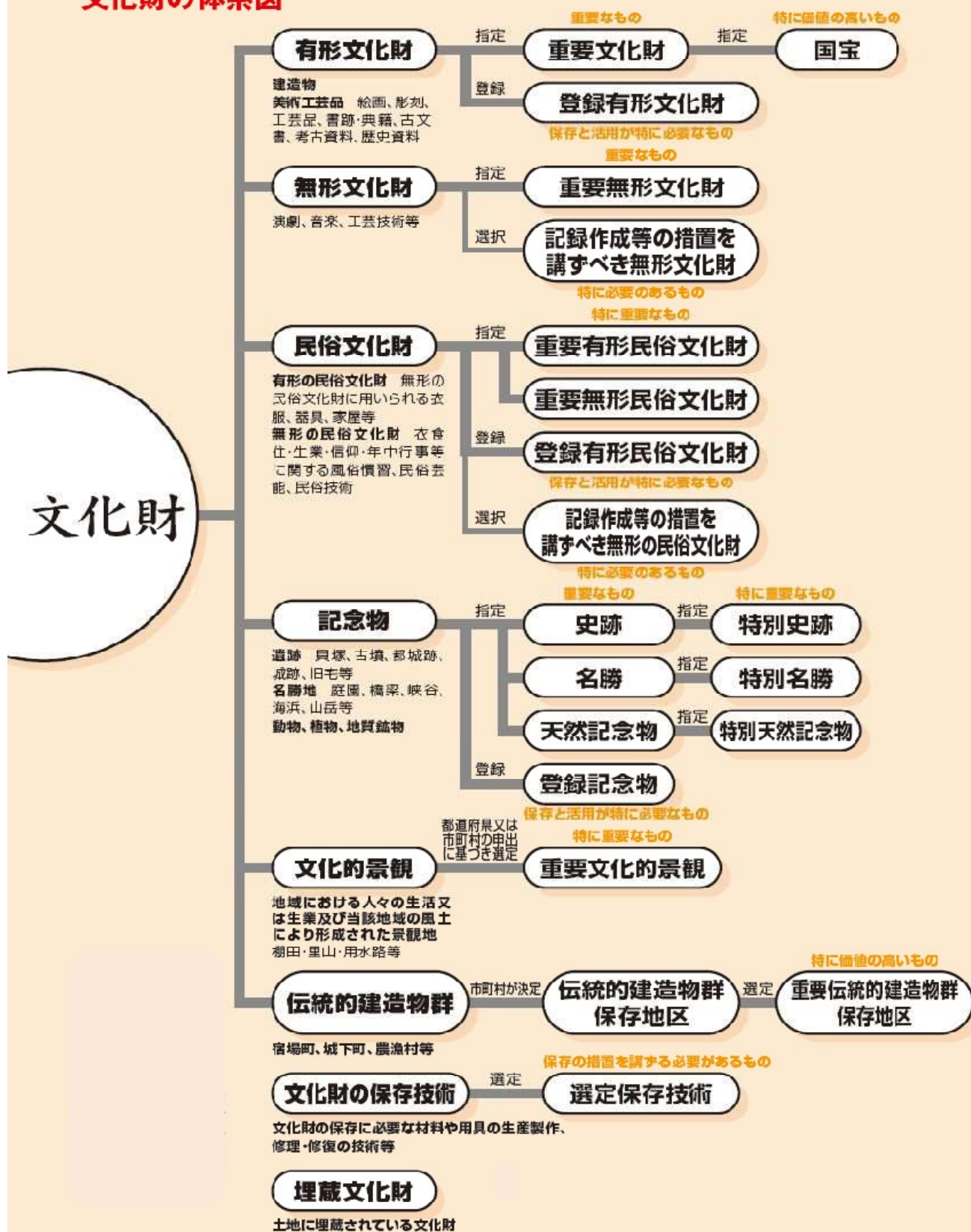
2 片山^{とうくま}東熊の設計作品（P 3 3 参照）

旧御所水道ポンプ室を設計した片山東熊の設計作品は、11件現存しており、国宝が1件、重要文化財が4件、登録有形文化財が4件である。旧御所水道ポンプ室は、片山東熊の現存作品の中で最晩年のものと位置付けられている。

3 有形文化財のポンプ室（P 3 4～P 3 5 参照）

他都市においても、ポンプ室の文化財指定及び登録が行われており、重要文化財が1件、登録有形文化財が23件ある。これらのポンプの建造年代と比較し、旧御所水道ポンプ室は2番目に歴史が長い。

文化財の体系図



重要文化財等に関する規制、援助等



(注) 国の機関、地方公共団体等が土木工事等のための発掘を行う場合、または遺跡を発見した場合には、文化庁長官に対する通知・協議の制度による。

きょうとおかざき ぶんかてきけいかん
京都岡崎の文化的景観（京都府京都市）

平成 27 年 10 月 7 日選定

京都東山の麓，白川の扇状地に位置する岡崎は，平安時代には院政が執り行われた白河殿（しらかわどの）のほか，六勝寺（りくしょうじ）の大伽藍及び園池が造営された地域である。応仁の乱の後農業を主体とする地域となり，岡崎村，聖護院（しょうごいん）村として都市近郊農業が成立した。近世には白川の支流が灌漑用水として流れていたことが分かる。近代には，殖産興業策の一つとして琵琶湖疏水（そすい）が建設され，水運，水力発電等によって京都の近代化の礎を築くとともに，平安遷都 1100 年記念祭及び第 4 回内国勸業博覧会が開催された。また，南禅寺界限では別荘の開発が進み，疏水の水を活用した庭園群が形成された。博覧会跡地には岡崎公園，京都市美術館等の文化施設が建設され，京都を代表する文教地区として現在に至る。

京都岡崎の文化的景観は，白川の扇状地の利点を最大限に活用し，古代から中世には寺院群，中世から近世には都市近郊農業，近代には琵琶湖疏水の開削に伴い文教施設や園池等が展開するなど，大規模土地利用を経た京都市街地周縁部における重層的な土地利用変遷を現在に伝えるものである。



岡崎公園界限



琵琶湖疏水



別邸群のアカマツ



祝祭空間としての神宮道と平安神宮大鳥居

3つの価値

I

京都を支え続ける「景勝ヒンターランド」

“Scenic Hinterland” to sustain Kyoto, the ancient capital of Japan

岡崎は、平安京（洛中）の影響が強く及ぶ地域だったが、その歴史が明確に示すように、「受け身」ではなく「支える」後背地（ヒンターランド）であった。言い換えれば、首都機能を補完する地域であったといえる。また、古代から離宮や別業が好んで設けられてきた風光明媚な土地であることは、地域形成の大きな契機となった。これらに着目すると、岡崎の「景勝ヒンターランド」というべき土地の性格が浮き彫りになってくる。

II

繰り返されてきた大規模土地利用

Repeated land use of large-scale

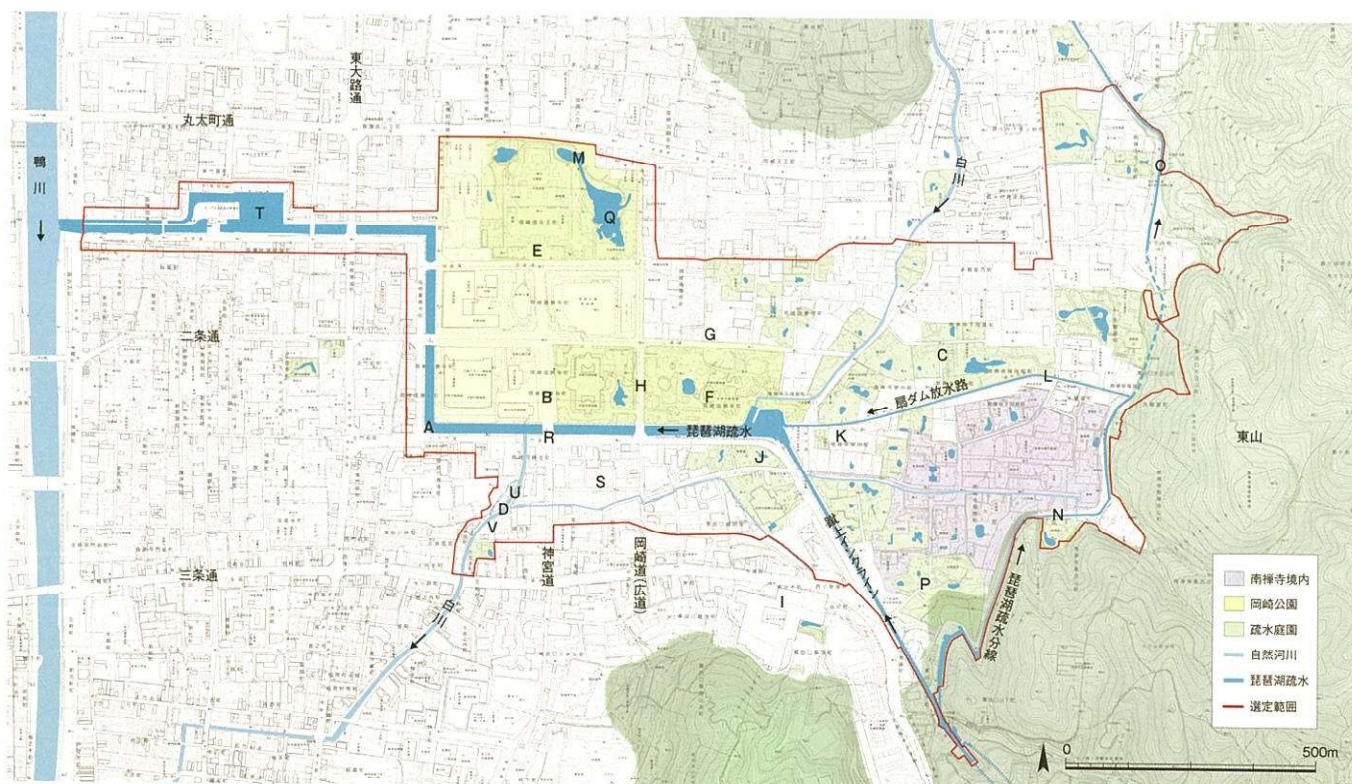
岡崎の土地利用は、古代以来、変容を重ねてきた。院政期における白河街区の開発、中世における南禅寺境内の形成、岡崎村の農村化、近代における琵琶湖疏水開削、博覧会開催と岡崎公園の文教地区化、南禅寺旧境内別邸群の形成と、その変遷はめまぐるしく、個々の歴史事象には脈絡を見出しにくい。しかし、総体として俯瞰してみると、どの時代においても敷地を細分化することなく大規模な土地利用がなされてきた点に、変わらない骨格が見出せる。

III

白川・琵琶湖疏水の柔軟で多目的な水利用

Flexible and multipurpose water use of Shirakawa River and Lake Biwa Canal

岡崎の水利用の源となる水系は、近代に入り、白川から琵琶湖疏水へと大きく転換した。しかし、その変化は既存の水系に疏水の新たな水系が発展的に重ねられたものである。これらの水は、近代以前は園池、灌漑、手工業用水として、以降は水運、水車動力、発電、庭園用水などに多目的に使い尽くされることで、周辺に多様な営みと景観を育んできた。また、水系それ自体も網の目のようにめぐること、常に水とともにある岡崎の潤いある情景を生んでいる。



重要文化的景観「京都岡崎の文化的景観」選定範囲図

南禅寺・別邸群エリア

南禅寺を中心に、琵琶湖疏水開削によって形成された別邸群が立地する。各別邸は完成度の高い近代数寄屋建築と琵琶湖疏水を利用した庭園群から成り、それらは水と緑のネットワークで結ばれている。また、内部の建築や庭園だけでなく、周囲の生垣や塀、庭木、用水路なども出入りの職人たちにより良く手入れされている。



灌漑用水供給のため設けられた疏水分線 (N)



疏水分線から疏水園池への取水口 (O)



生垣や水路がつくりだす潤いある空間 (P)

岡崎公園エリア

第4回国内勸業博覧会に由来する祝祭・勸業・文教空間で、古代からの反復的土地利用が最も特徴的に行われてきたエリアである。個々の土地の具体的な使い方は変化しながらも、古代に区画された街区や、人々が集う場としての機能、大規模で広々とした敷地利用は継承されている。



絶滅危惧種も生息する平安神宮神苑 (Q)



ゆったりとした土地利用が続く岡崎公園 (R)



京都パラダイス跡の近代住宅地 (S)

琵琶湖疏水・白川沿岸エリア

水車動力や舟運、工業用水などに琵琶湖疏水の水が多彩に利用されてきたエリアで、現在も水力発電所が稼働するほか、沿岸には旧疏水利用施設も残る。疏水沿いには工場から転じた居住地も広がりつつ、水辺には遊歩道が整備され、自然と人口が良く融合した空間が形成されている。



多目的な水利用が行われてきた夷川船溜 (T)



親水性が保たれている白川沿い (U)



白川沿いにある青山家旧水車工場 (V)

京都岡崎の文化的景観（重要文化的景観）の「重要な構成要素」

名称 旧九条山浄水場ポンプ室

所在地 京都市山科区日ノ岡夷谷町・日ノ岡一切経谷町

所有者 京都市上下水道局

管理者

概要

第二琵琶湖疏水の建設時（明治 45 年）に、京都御所へ防火用水を引く御所水道がつくられた。御所用水は、約 4 km の距離を 600mm 径の鉄管で防火用水を圧送するもので、御所の紫宸殿の屋根より高い場所へ設置の必要性から、九条山の麓の現地に設けられた。御所用水の水はさらに 30m 上部の大日山貯水池に貯水され、高低差約 41m の水頭差を利用して送水を可能とした。

御所水道のポンプ施設として設けられたのが九条山ポンプ室である。御所用水関連施設として、特に設計は内務省内匠寮がおこない、片山東熊・山本直三郎が担当した。大正天皇が皇太子時代に、滋賀県大津から京都へ琵琶湖疏水の舟を使って入洛する計画があり、本施設にて高官が出迎えることが想定されたと言われる。ポンプ室にしては、石と煉瓦の対比を用いて装飾を凝らした瀟洒なネオ・ルネッサンス風建築物であり、琵琶湖疏水側にポーチやオーダー付きのバルコニーを向けていることから、上記の状況設定が事実であることが伺われる。同施設は、昭和 22 年（1947）に宮内庁から京都市水道局に譲渡された。

本質的価値との関係

Ⅱ 白川・琵琶湖疏水による持続的・複合的水利用

- ・琵琶湖疏水の複合的水利用を象徴する建築である。

行為規制の状況

現在の管理状況

京都市による施設の管理がなされている。

現状等変更の取り扱い基準

①保存事項（変更する際に届出を要する事項）

- ・ポンプ室建物の外観意匠を継承する。

②協議・検討事項（変更する際に事前協議を行う事項）

- ・建物の周辺整備においては、文化的景観に配慮する。

③日常的管理事項（特に事前協議を要しない事項）

- ・建物の小修理、維持管理は、日常的管理事項の範疇とする。

図面・現況写真



位置図

24. 京都における産業の近代化の歩みを物語る琵琶湖疏水などの近代化産業遺産群

京都は平安京以来千年以上もの間、我が国の首都として栄えてきたが、1869年に東京へ都が移り、産業も急激に衰退し、人口も急減していた。

これにより京都産業は甚大な影響を受け、特に西陣では明治維新により需要層（武家衆・禁裏の堂上衆）の崩壊や風俗の大転換、さらには廃仏毀釈の思潮による僧衣・荘厳用裂地需要の途絶が追い打ちをかけていた。

政府は、1869年に勸業基立金の貸与、翌年には洛中の地子免除と産業基立金の下賜を行い、京都府はこれらの基金を活用して様々な殖産興業施策を実施した。1870年に勸業基立金を西陣に貸与し「西陣物産会社」を設立、翌年には外国人技術者を招聘したほか、河原町二条下るの舎密局設置、窮民授産所・勸業場・製糸場・伏水製作所・織殿・染殿などの勸業施設の設置や、留学生派遣等による技術・機械の導入、博覧会の開催など積極的な勸業施策の推進を図った。この結果、試行錯誤はあったものの、各産業とも立ち直りを見せ始めることとなった。

西陣機業では、京都府が1872年にリヨン（フランス）へ**佐倉常七・井上伊兵衛・吉田忠七**の3人を留学させた結果、ジャカード、ボタン、紋彫機などが導入された。それまで紋織などは高機と呼ばれる手織機で数人がかりで織られていたが、ジャカードは一人で織れる上、能力も4倍に向上させるものであったといわれる。

また、舎密局に通い理化学への知識を深めていた**島津源蔵**は、1875年に木屋町二条下るに島津製作所を創業、教育用理化学器械の製造に着手し、精密機械器具製造のさきがけとなった。また、**二代目島津源蔵**は、理化学機器にとどまることなく、医療用のX線装置、蓄電池などの新分野を切り開いた。

一方、第3代京都府知事となった**北垣国道**は、京都に隣接し水量が豊かな琵琶湖に着目し、疏水を開削することにより、琵琶湖と宇治川を結ぶ船運を開き、同時に動力、灌漑、防火などに利用することで産業を振興しようと、1885年に琵琶湖疏水の建設に着手した。北垣は、工事責任者として東京工部大学（現・東京大学工学部）を卒業したばかりの**田辺朔郎**に白羽の矢を立て、難工事の末に、9年後の1894年に疏水（第一疏水）が完成した。

当時、我が国の重大な工事はすべて外国人技師の設計監督に委ねていた時代にあつて、すべて田辺ら日本人の手によって行った我が国最初の大土木事業であった。特に第1トンネルは、当時の我が国最長のもので、山の両側から掘っていくほか、山の上から垂直に穴を掘りそこから山の両側に向けて工事を進めていく堅坑（シャフト）方式を我が国で初めて採用し工事の促進を図った。また、1891年には、事業用としては我が国最初の水力発電所が蹴上に完成した。これは、船運のために建設されたインクラインの動力源にもなった。

その後、第1疏水だけでは電力需要等の増大に対応できなくなり、また、地下水に頼っていた市民の飲料水が質・量ともに問題となってくると、第2代京都市長となった**西郷菊次郎**は、市の三大事業（第2疏水事業、水道事業、市電開通及び幹線道路拡幅）を計画し、事業の中核として第2疏水建設を1908年に着工し、1912年に完成させた。

琵琶湖疏水の完成、さらに蹴上水力発電所の運転開始は、1895年の我が国最初の路面電車（京都駅～伏見）の開通につながるとともに、紡績、伸銅、機械、タバコ等の新しい産業の振興に絶大な能力を発揮することになり、手工業から機械工業へと転換する過渡期であった京都産業発展の基礎確立に大きく貢献することとなった。

◆主な構成遺産の写真



写真提供：京都市上下水道局

【琵琶湖疏水（第1トンネル西口）】
（京都府京都市）



写真提供：京都市上下水道局

【琵琶湖疏水（第1疏水・第2疏水合流点）】
（京都府京都市）



【ペルトン水車（琵琶湖疏水記念館所蔵物）】
（京都府京都市左京区）



【琵琶湖疏水（疏水分線の水路閘）】
（京都府京都市左京区）



【蹴上インクライン】
（京都府京都市東山区・左京区）



【蹴上発電所】
（京都府京都市左京区）



【島津創業記念資料館】
（京都府京都市中京区）



写真提供：（財）西陣織物館

【ジャカード機（木製 200口 荒木小平作）
（西陣織会館内所蔵）】
（京都府京都市上京区）

◆構成遺産リスト

地域		遺産		
都道府県	市区町村	名称	内訳	
			(不動産)	(動産)
滋賀県 京都府	大津市 京都市 山科区、 東山区、左 京区	琵琶湖疏水関連遺産	琵琶湖疏水 (第一疏水の第一・第二・第三 隧道の出入口、第一竪坑、 第二竪坑、日本初の鉄筋コン クリート橋、インクライン、 疏水分線の水路閣 等)	—
			琵琶湖疏水記念館所蔵物	琵琶湖疏水記念館所蔵資料
			南禅寺境内水路閣	—
			蹴上インクライン	—
			蹴上浄水場	—
			蹴上発電所	—
京都府	京都市 中京区	理化学機器製造関連遺産（島 津創業記念資料館及び所蔵 物）	島津創業記念資料館	—
			同 所蔵物	医療用X線装置、工業用X線 装置 等
	京都市 上京区	西陣織関連遺産（（財）西陣織 物館所有物）	西陣織会館内所蔵物	ジャカード機（木製 200 口 荒木小平作）
				ジャカード機（鉄製 400 口 ヴェルドール式）
				皇居御造営裂
				阿国静舞の図掛軸

No.	名称	竣工年	構造	所在地	文化財の 指定・登録年	備考
1	明治村 日本赤十字社中央病院病棟 日本赤十字社中央病院付属便所	明治23年 (1890年)	木造平屋建て 瓦葺	愛知県 犬山市	国登録有形文化財 2004年登録	東京都渋谷区広尾より、昭和49年に明治村に移築
2	旧帝国奈良博物館本館 (現奈良国立博物館 なら仏像館)	明治27年 (1894年)	煉瓦造1階建て 棧瓦葺 一部銅板葺	奈良県 奈良市	重要文化財 1969年指定	協働設計：宗兵蔵
3	旧帝国京都博物館本館 (現京都国立博物館 明治古館)	明治28年 (1895年)	煉瓦造1階建て 棧瓦葺 一部スレート及び銅板葺	京都府 京都市	重要文化財 1969年指定	協働設計：山岸観、足立鳩吉、宗兵蔵
4	神宮農業館	明治38年 (1905年)	木造平屋建て 瓦葺	三重県 伊勢市	国登録有形文化財 1998年登録	平成8年に現在位置に縮小移設
5	仁風閣	明治40年 (1907年)	木造2階建て 棧瓦及び銅板葺	鳥取県 鳥取市	重要文化財 1973年指定	協働設計：橋本平蔵
6	表慶館	明治41年 (1908年)	石及び煉瓦造2階建て 銅板葺	東京都 台東区	重要文化財 1978年指定	協働設計：高山幸次郎
7	明治村 赤坂離宮正門哨舎	明治41年 (1908年)	木造平屋建て 銅板葺	愛知県 犬山市	国登録有形文化財 2003年登録	昭和58年 明治村に移築
8	神宮徴古館	明治42年 (1909年)	煉瓦造平屋建て 銅板葺	三重県 伊勢市	国登録有形文化財 1998年登録	戦災焼失後、昭和28年に復旧
9	旧東宮御所 (現迎賓館赤坂離宮)	明治42年 (1909年)	石及び鉄骨煉瓦造 地上2階地下1階 建て 銅板葺	東京都 港区	国宝 2009年指定	昭和43～49年にかけて、迎賓館に改修
10	旧竹田宮邸 (現高輪プリンスホテル貴賓館)	明治44年 (1911年)	煉瓦造2階建て スレート葺	東京都 港区	—	協働設計：木子幸三郎、渡辺譲
11	旧御所水道ポンプ室	明治45年 (1912年)	煉瓦造平屋建て 地下2階建て スレート葺、銅板葺 (張出し部)	京都府 京都市	—	協働設計：山本直三郎

有形文化財のポンプ室（（一財）建築研究協会 報告書を基に作成）

No.	名称	建造年代	構造／建築面積	所在地	文化財の 指定・登録年	公開・活用の状況
1	三野浄水場旧動力室・送水ポンプ場	明治37年 (1904年)	煉瓦造平屋建て、 寄棟造、棧瓦葺、 煙突付／529㎡	岡山県 岡山市	国登録有形文化財 2005年登録	岡山市水道記念館として公開
2	平尾家住宅ポンプ小屋	明治後期	木造平屋建て、 瓦葺／6㎡	兵庫県 豊岡市	国登録有形文化財 2008年登録	非公開
3	水道記念館 (旧柴島浄水場送水ポンプ場)	大正3年 (1914年)	煉瓦造／ 1,758㎡	大阪府 大阪市	国登録有形文化財 1999年登録	設計：宗兵衛 大阪市水道記念館として活用 平成24年から一時休館中
4	高松市水道資料館 歴史館(旧ポンプ室)	大正7年 (1918年)	木造平屋建て、 棧瓦葺／249㎡	香川県 高松市	国登録有形文化財 1997年登録	高松市水道資料館歴史館として公開
5	旧鶴岡町消防組 第八部消防ポンプ室	大正9年 (1920年)	煉瓦造平屋建て、 切妻造、瓦葺／ 28㎡	山形県 鶴岡市	国登録有形文化財 2000年登録	平成8年に曳家を行い、内川 河川緑地の公衆便所として活用
6	旧三河島汚水処分場 唧筒場・唧筒	大正10年 (1921年)	S造及びRC造、 一部3階建て、 スレート葺／ 1,156㎡	東京都 荒川区	重要文化財 2007年指定	見学は事前申込制
7	松本市上下水道局 島内第一水源地 旧唧筒室	大正12年 (1923年)	RC造平屋建て／ 231㎡	長野県 松本市	国登録有形文化財 2015年登録	見学は事前相談制
8	旧八景水谷貯水池 第二送水ポンプ室	大正13年 (1924年)	煉瓦造平屋建て ／99㎡	熊本県 熊本市	国登録有形文化財 1997年登録	熊本市水道記念館として公開
9	福井市水道記念館 (旧足羽揚水ポンプ場)	大正13年 (1924年)	RC造2階建て、 スレート葺／ 240㎡	福井県 福井市	国登録有形文化財 2011年登録	福井市水道記念館として公開
10	徳島市水道局 佐古配水場ポンプ場	大正15年 (1926年)	煉瓦造平屋建て、 瓦葺／272㎡	徳島県 徳島市	国登録有形文化財 1997年登録	非公開
11	旧米子市水源地 旧ポンプ室	昭和1年 (1926年)	RC造平屋建て、 棧瓦葺／175㎡	鳥取県 米子市	国登録有形文化財 2001年登録	米子市水道記念館として活用
12	旧中島浄水場 ポンプ室棟	昭和2年 (1927年)	RC造平屋建て／ 295㎡	新潟県 長岡市	国登録有形文化財 2013年登録	水道公園の施設として活用 見学は事前申込制

No.	名称	建造年代	構造／建築面積	所在地	文化財の 指定・登録年	公開・活用の状況
13	中川家住宅 (旧高井治兵衛別荘) ポンプ室	昭和2年 (1927年)	木造平屋建て、 鉄板葺／5㎡	静岡県 伊豆の国市	国登録有形文化財 2006年登録	非公開
14	小柳酒造ポンプ小屋	昭和3年 (1928年)	煉瓦造平屋建て／ 5㎡	佐賀県 小城市	国登録有形文化財 2002年登録	見学は事前申込制
15	今福浄水場ポンプ室	昭和5年 (1930年)	RC造地上1地下 1階建て／ 208㎡	栃木県 足利市	国登録有形文化財 2006年登録	非公開
16	鏡岩水源旧地旧ポンプ室	昭和5年 (1930年)	S造及びRC造平 屋建て、切妻造、 瓦葺／186㎡	岐阜県 岐阜市	国登録有形文化財 2001年登録	期間限定で、水の体験学習館 として活用
17	旧住吉浄水場ポンプ室	昭和6年 (1931年)	RC造平屋建て、 寄棟造、鉄板葺／ 453㎡	静岡県 浜松市	国登録有形文化財 2012年登録	非公開 (現役)
18	旧常光水源地ポンプ室	昭和6年 (1931年)	RC造平屋一部2 階建て、寄棟造、 鉄板葺き／ 205㎡	静岡県 浜松市	国登録有形文化財 2012年登録	外観のみ公開 (現役)
19	旧倉吉町水源地ポンプ室	昭和7年 (1932年)	RC造平屋建て、 切妻造、 スレート葺／ 77㎡	鳥取県 倉吉市	国登録有形文化財 2003年登録	外観のみ公開
20	元宿浄水場唧筒室	昭和7年 (1932年)	RC造平屋建て／ 280㎡	群馬県 桐生市	国登録有形文化財 1997年登録	イベント時に公開
21	末浄水場 緩速浄水ポンプ室	昭和7年 (1932年)	RC造平屋建て／ 12㎡	石川県 金沢市	国登録有形文化財 2001年登録	イベント時に公開
22	三条市水道局 大崎浄水場 送水ポンプ室 同取水ポンプ場 ポンプ室	昭和8年 (1933年)	RC造平屋建て一 部地下1階建て／ 199㎡ 木造建て、鉄板葺 ／132㎡	新潟県 三条市	国登録有形文化財 2011年登録	イベント時に公開
23	旧三井寺ポンプ所及び変電所	昭和8年 (1933年)	煉瓦造平屋建て、 瓦葺／223㎡	福岡県 久留米市	国登録有形文化財 2008年登録	外観のみ公開
24	山口市水道局電機室 (旧宮島水源地ポンプ室)	昭和10年 (1935年)	RC造半地下1階 地上1階建て／ 72㎡	山口県 山口市	国登録有形文化財 1998年登録	外観のみ公開

旧御所水道ポンプ室の文化財的価値

- 旧御所水道ポンプ室の外観は、ネオ・ルネサンス様式の様式が良く残っているほか、意匠も工夫されており、文化財的価値が高いと考えられる。
- ポンプ設備がある部屋や事務室の天井も当時の状況が良く残っている。窓や建具も傷んではいるものの、残っている状況は良い。
- ポンプ設備など、旧御所水道ポンプ室の歴史的な役割を象徴する箇所にも、価値が認められる。
- 旧御所水道ポンプ室は、有形文化財の対象となりうる建物であると考えられる。

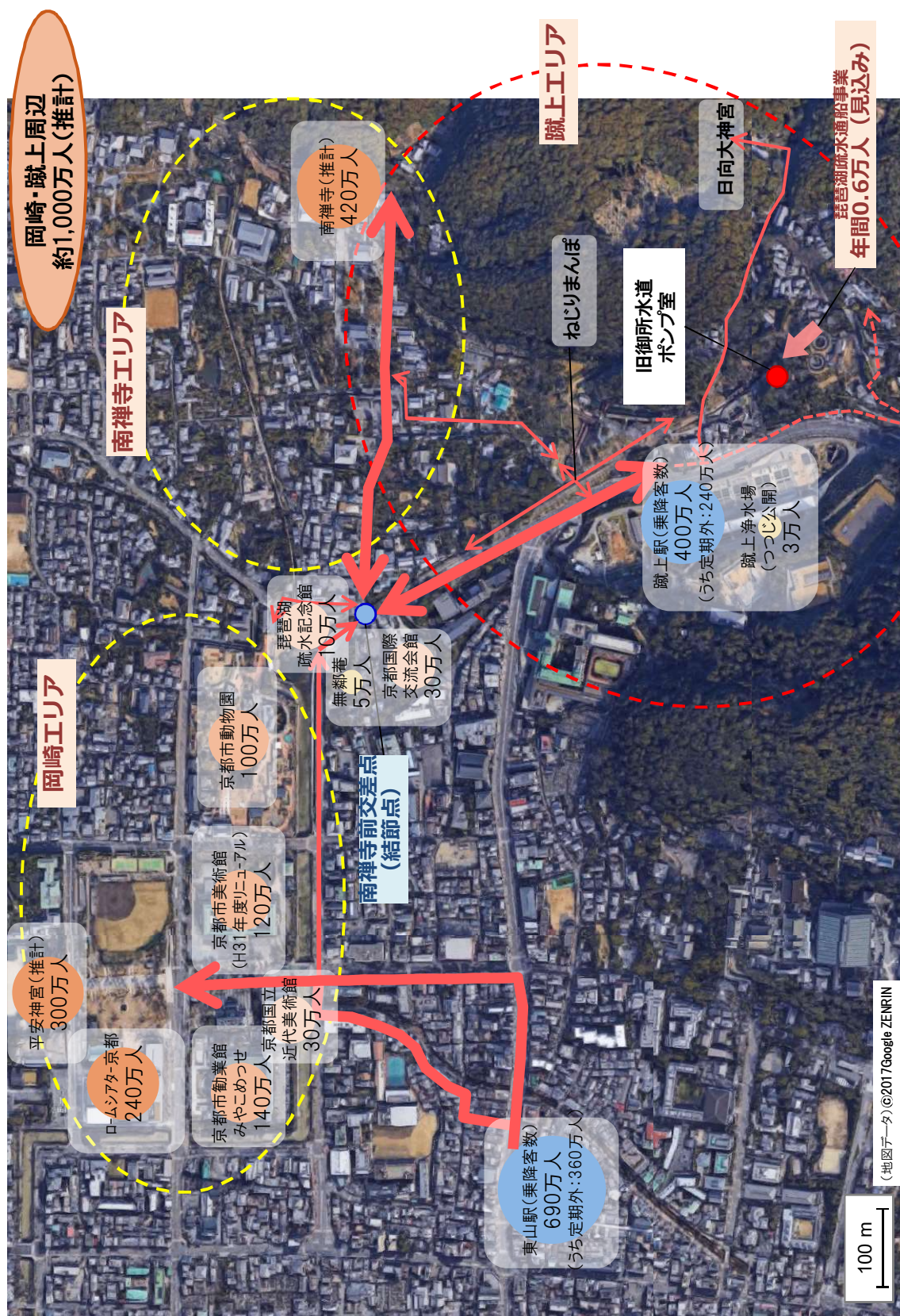
【建物の状況】

外観	・ 可能な限り、変更を加えず保存すべき ・ レンガや石材については、目地を痛めないように洗浄を行い、美装すべき ・ 建設当時から設置されていると考えられる電灯や金具等は、サビを落とし、そのまま保存すべき ・ 後になって取り付けられた不要な電気設備や杭等は撤去し、レンガについた跡を補修するべき	
	天井	・ 事務室、ポンプ室の天井は当時のまま残されているため、美装・修復して保存するべき ・ 湯沸室、宿直室の天井もオリジナルのものが一部残されているため、美装して保存・復元することが望ましい
	床	・ ポンプ室の床は、オリジナルであると考えられるため、保存するべき ・ 湯沸室、宿直室、事務室、廊下の床は、改修等を行う際に、オリジナルの仕様を写真、図面等で記録するべき ・ 本施設を活用するにあたり、床をはる等して、可能な限りオリジナルの床は保存するべき
	間仕切り	・ 木でできた、湯沸室と宿直室の間の間仕切りについては、保存の必要性は高くはなく間仕切り変更も可能
建具・手すり	・ 窓や扉など、建具は、建設当時のものが良く残っており、オリジナルのものは美装・修復して保存するべき ・ 外部の木製の手すりなど、現在、残っていないもので、復元できるものは、可能な限り復元することが望ましい	
ポンプ	・ 「ポンプ室」という機能を空間的に伝えるために、3機のうち少なくとも一つは残すことが望ましい ・ ポンプとつながる大きな導管も、機能を伝えるものであり、保存することが望ましい	
地下室・渡り廊下	・ 地下室は、ポンプ室としての機能や、技術的な歴史を伝えるものであり、保存することが望ましい ※ ただし、地下室を残しながら建築物の耐震性を確保するための技術的な検討が必要 ・ 附属棟との間にある渡り廊下についても、美装・修復して保存するべき	

蹴上エリアの周辺環境

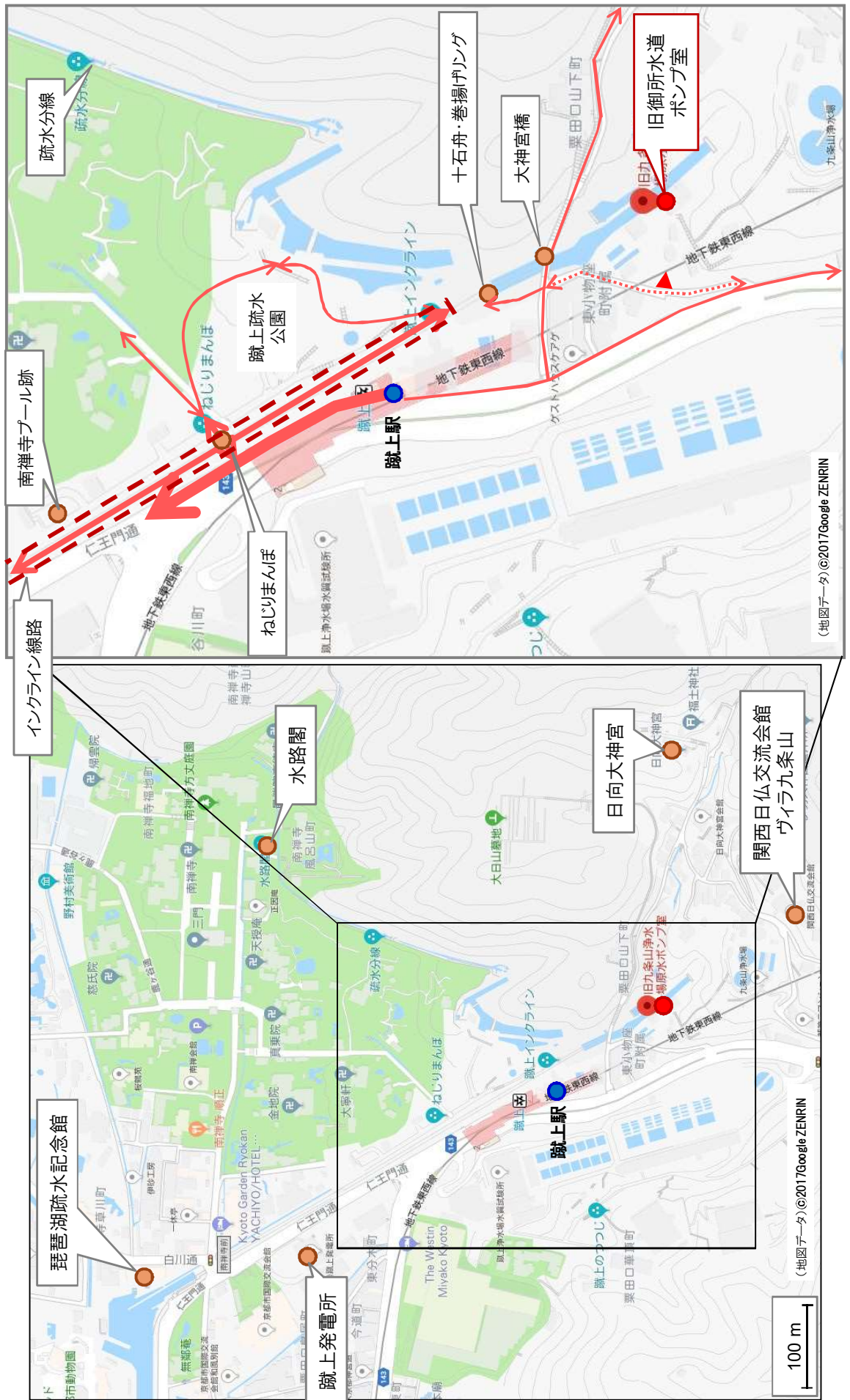
各施設等への年間来訪者数と各エリアにおける来訪者の動線

- 岡崎・蹴上周辺への来訪者は、推計で年間1,000万人以上
- 旧御所水道ポンプ室は、蹴上駅から南へ斜面を登った場所にあり、岡崎・蹴上周辺の主な回遊動線から外れた位置に立地



蹴上エリア内における産業遺産等の立地状況

- 蹴上エリア内には、旧御所水道ポンプ室を含む琵琶湖疏水関連の産業遺産や社寺等の資源が多数存在
- エリア内の産業遺産群の中でも、旧御所水道ポンプ室は、遺産群から離れて立地しており、回遊動線から外れている



蹴上エリアの回遊性向上の取組

① 岡崎エリア・南禅寺エリアからの来訪者動線の取込み

- 岡崎エリア，南禅寺エリアから蹴上エリアへ移動する来訪者に対して，蹴上エリア内にある資源やその位置関係等（地図情報）の情報提供を行い，来訪者の回遊性を高め，旧御所水道ポンプ室を含めた資源へ誘導する。

② 蹴上エリア内でのわかりやすい歩行者動線の確保

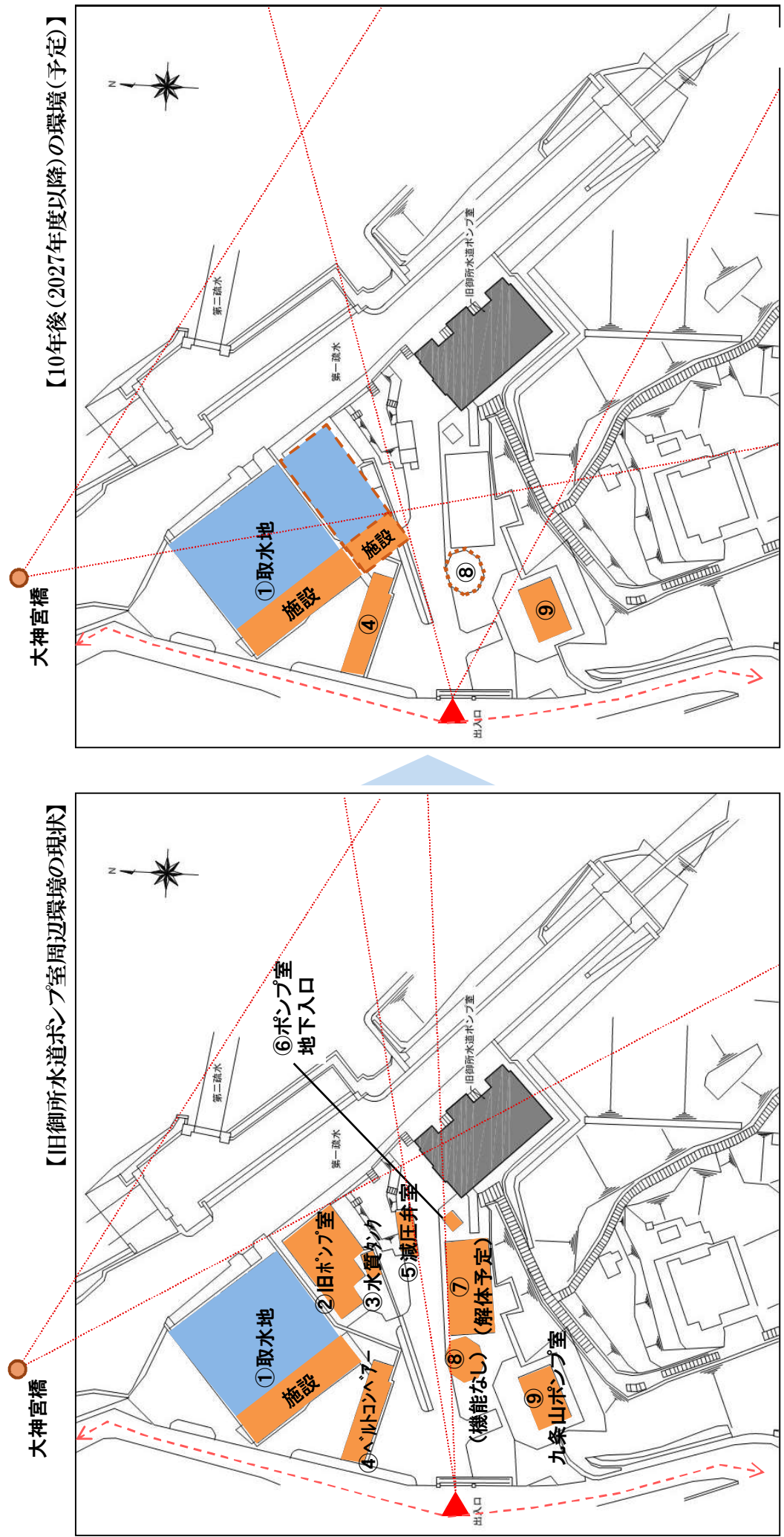
- 蹴上エリア内を散策する来訪者が，エリア内の各資源間を歩くにあたり，歩行環境の整備や方向，距離，徒歩等での所要時間等が把握できる，わかりやすい道標となるサインを設置し，見に行きたいと思うエリア内の各資源に効率よく到着することができ，また，当初見ることを予定していなかった資源の存在も知ることで次の目標設定ができるような，歩行者動線を確保する。

③ 市営地下鉄・蹴上駅からの動線

- 市営地下鉄・蹴上駅（1番出口）付近での地図情報による蹴上エリア内の資源の案内や，ねじりまんぽから蹴上エリア内に来訪者を誘導するような動線を確保する。

旧御所水道ポンプ室周辺の環境

- 旧御所水道ポンプ室周辺は、現状ではわかりにくい位置にあるほか、周囲に水道関連施設が稼働しており、遠くから見えない
- 上下水道局では、今後10年間を目途に、これらの水道関連施設に係る工事を予定しており、周辺を魅力的な空間とするための整備が必要
(また、平成29年度～平成39年度にかけて、新山科浄水場 導水トンネルの築造工事を予定)



旧御所水道ポンプ室の活用方策の検討

活用にに向けた考え方と想定される活用方策

旧御所水道ポンプ室の活用にに向けた基本的な考え方

- 本施設の文化財的価値を保存・継承することを基本とする
- 旧御所水道ポンプ室に多くの人が訪れ、琵琶湖疏水の歴史や本施設の価値、水道事業に触れて理解を深めていただけたような活用を目指す
- 岡崎・蹴上周辺の新たなにぎわい創出に貢献し、本エリアの魅力の一つとなるような、本施設の価値を活かした活用方策を検討する

想定される活用方策

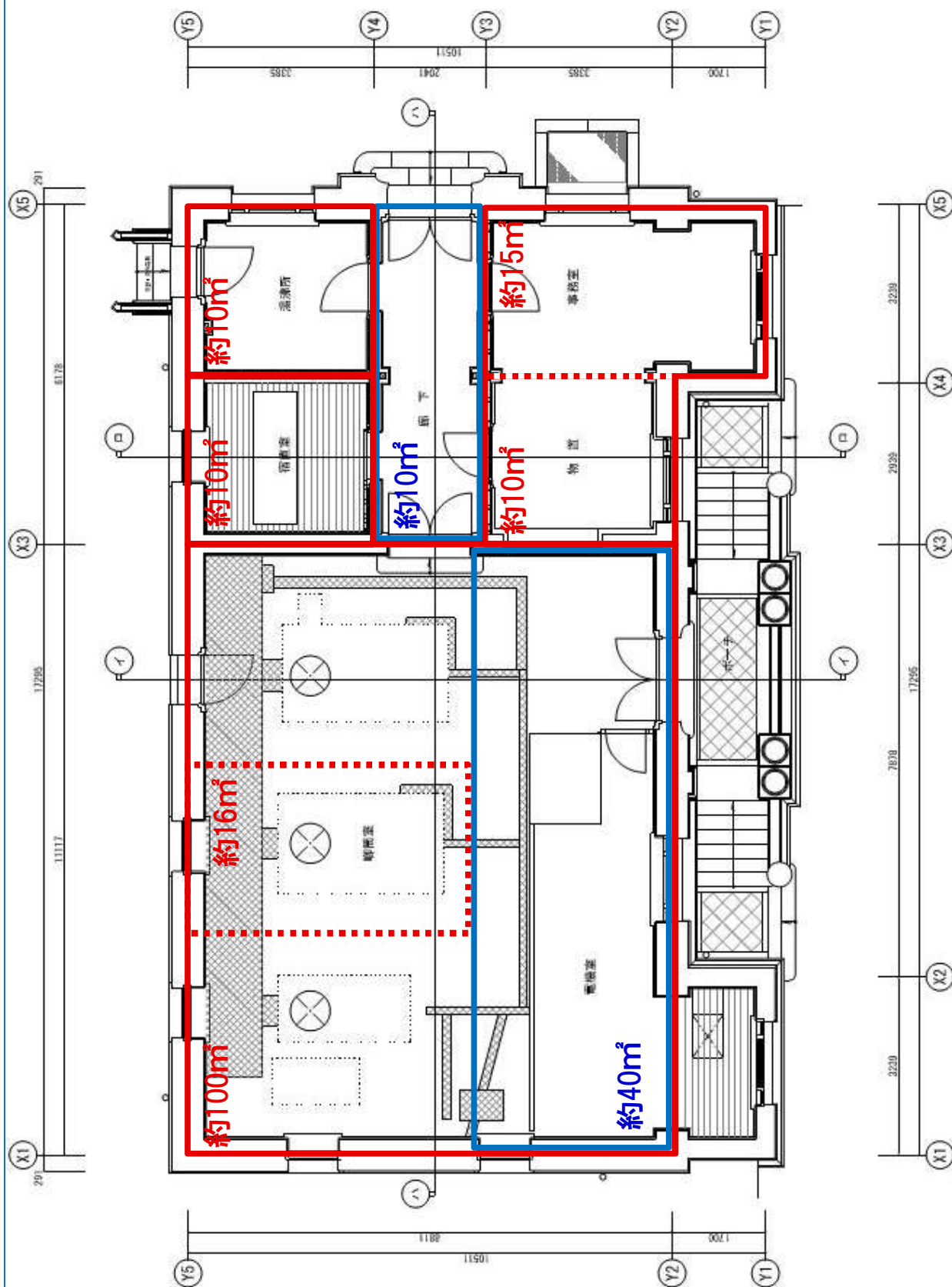
- 基本的な考え方に基づき、主に本施設の内部を活用し、施設整備（保存方策）に影響する活用方策として、以下のものが想定される

にぎわい機能	レストラン	・ 給仕を伴うフルサービス型レストランのイメージ / 客単価が高い上質な空間整備を想定
	カフェ・喫茶店	・ 配膳カウンターのみのセルフサービス型喫茶店 / 給仕を伴うフルサービス型珈琲喫茶店のイメージ
通船ターミナル機能（待合・休憩）	展示機能	・ ポンプ設備を活かし、琵琶湖疏水や旧御所ポンプ室や琵琶湖疏水、水道関連施設の展示・ガイダンスを想定
		・ 休憩用ベンチ / テーブル / 自動販売機等の設置を想定

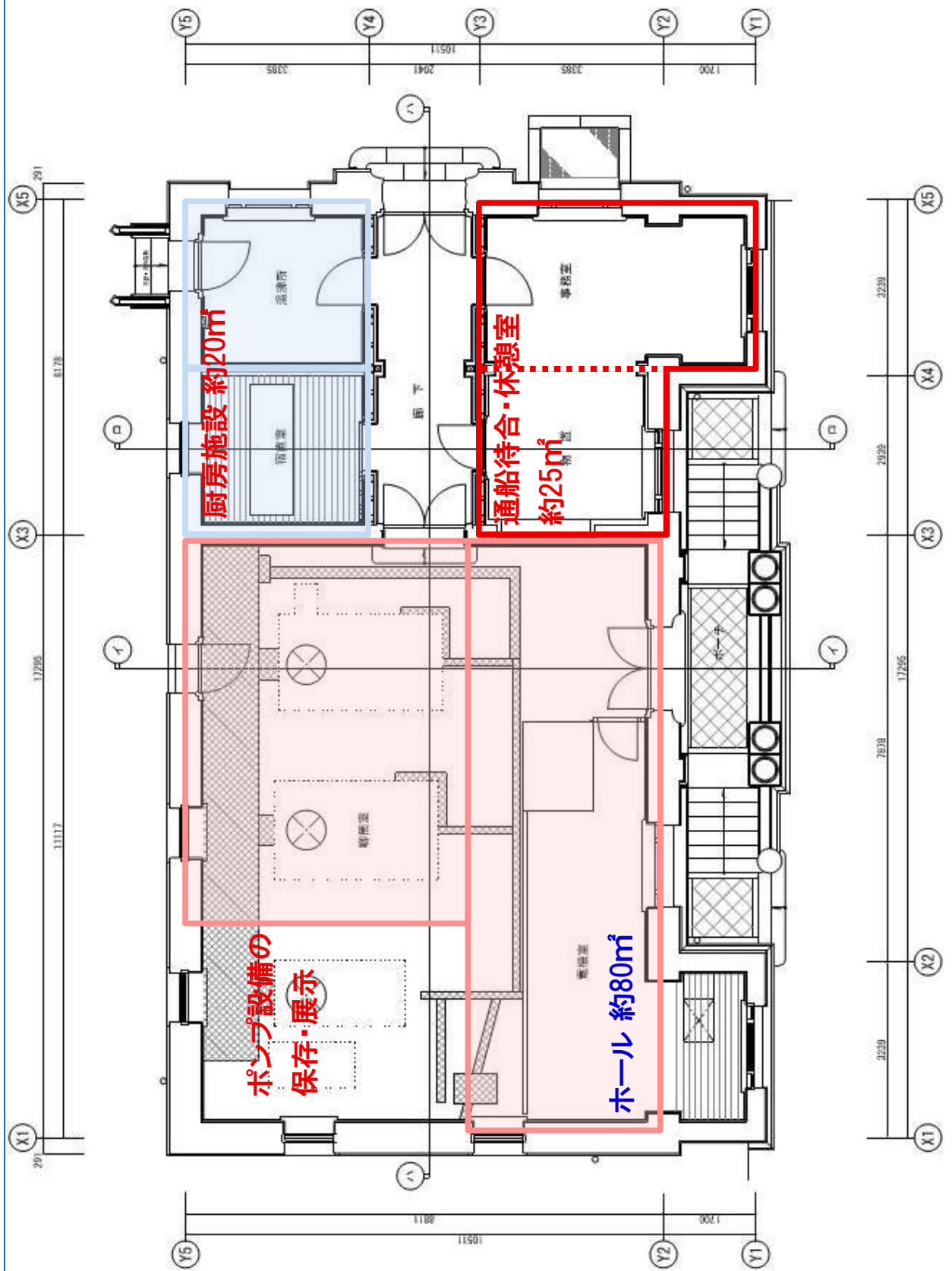
にぎわい機能導入にあたっての制約条件

活用可能床面積	・ 床面積 約160㎡ ・ うちポンプ室・約100㎡ ⇒ ポンプ設備を全て残す場合、ポンプ室の活用可能面積は、約40㎡ ・ ポンプ室以外に、宿直室・約10㎡、湯沸室・約10㎡、事務室・約26㎡、通路・約18㎡
集客見込み（立地条件）	・ 現在の前面道路の通行量は極小、本施設の認知度もまだあまり高くない、現状では視認性が悪い ・ 琵琶湖疏水通船事業においては、年間80日・年間6,000人の乗船客の見込み ⇒ 活用機能自体に魅力がある目的型の施設であることが求められる。立寄り型の飲食・物販施設は集客困難

(参考)旧御所水道ポンプ室の諸室床面積



(参考) 想定される活用イメージの例 (カフェ・喫茶店と通船待合)



旧御所水道ポンプ室の保存・活用にあたっての課題整理

本施設における耐震性の確保

- 本施設は耐震診断の結果、耐震性能が非常に低いことが明らかになったため、保存・活用のいずれの観点においても、耐震性の確保が求められる。
- 耐震補強にあたっては、本施設が文化財として保存されることも念頭に、適切な工法を選定する必要がある。

本施設の価値づけと、保存すべき箇所・要素の明確化

- 本施設の保存・活用を検討するにあたり、まずは本施設の価値付けを行い、何を残すことでその価値を継承することができるのか、保存すべき箇所や要素について明確化し、保存方策、活用方策を検討する際の、前提条件として設定する必要がある。

活用イメージを念頭に置いた保存のあり方の検討

- 本施設の保存のあり方を定める際に、その方針次第で、施設の活用の幅に影響を与える可能性があることを念頭に置きながら、検討をする必要がある。
- 例えば、ポンプ設備を残すことを方針とした場合は、活用できる床面積が限られるため、本施設の活用幅を制限することになる可能性がある。

本施設周辺の空間の再整備等による魅力向上

- 本施設の周辺は、現状、水道関連施設に囲まれており、見通しが悪く、わかりにくい位置にある上に、近づくことができない状態であるが、本施設に多数の人が訪れ、たくさんの方の目に触れるようにするためには、本施設自体だけではなく、周辺環境もより魅力的な空間への再整備する必要がある。
- 保存・活用方策を検討する中で、周辺環境整備の方針もあわせて検討を行うことが望ましい。

蹴上・琵琶湖疏水エリアからの回遊動線の確保

- 本施設は、蹴上エリアの中でも、現在の主要な散策の動線からは外れた場所にあり、さらに山裾にあるため、斜面を登らなければならない等、アクセスしにくい場所にある。そのため、エリア内外からの本施設への回遊動線を誘導する工夫を行う必要がある。
- また、来訪者が水道関連施設を通らず回遊するための動線を確保することが必要である。



2017年 11月 22日

株式会社 J T B 西日本
琵琶湖汽船株式会社

明治の偉業にロマンを馳せる観光船 平成 30 年春「琵琶湖疏水通船」復活！



株式会社 J T B 西日本（本社：大阪市中央区、代表取締役社長：光山 清秀）と琵琶湖汽船株式会社（本社：津市浜大津、代表取締役社長：川戸 良幸）は、琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会（事務局：京都市観光協会、会長：長谷川 淳一）より『琵琶湖疏水通船本格運航に係る運營業務』を受託し、平成 30 年 3 月 28 日（水）より琵琶湖疏水を巡る通船の運航を 67 年振りに開始します。

◆琵琶湖疏水通船本格運航の背景◆

京都市は、明治元年から 150 年の節目（平成 30 年）を迎える今、明治期に京都で行われたこと、私たちの先人が行ったこと、その軌跡、奇跡、誇りにスポットをあて、今と未来に活かしていく「明治 150 年・京都の奇跡プロジェクト」を始動しています。

150 年前の 1868 年、日本が明治維新を迎え、近代国家への歩みを踏み出した一方で、京都はかつての都の地位を失い、人口の 3 分の 1 が減少するなど、大きな危機に直面しました。この困難に先人たちは立ち向かい、琵琶湖疏水の建設や日本初の水力発電所（蹴上発電所）に代表される先進的な取り組みに挑戦し、今日の発展の礎を築きました。

琵琶湖疏水とは、琵琶湖の水を京都に引くためにつくられた人工運河です。明治維新の後、衰退の一途を辿り始めた京都のまちを活性化するため、今から 127 年前（明治 23 年）に建設され、完成後は、舟運や水力発電の活用などにより、京都のまちに活力をもたらしました。しかし、陸運の発達により昭和 26 年を最後に舟運はその姿を消しました。このかつての疏水で運航されていた通船を、観光船として復活させるべく、「琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会」が設立され、明治維新から 150 年の節目となる平成 30 年春に本格運航が開始されることになりました。



※写真はイメージです

◆船舶運航の概要◆

- 実施期間：平成 30 年 3 月 28 日（水）～11 月 28 日（水）（82 日営業運航）
※平成 30 年 3 月 28 日（水）はテープカットセレモニーを実施。抽選で選ばれた「琵琶湖疏水通船復活応援寄付金」（ふるさと納税）をされた方が乗船予定（一般のお客様のご乗船は 3 月 29 日より開始）。
- 予約受付：平成 30 年 2 月 1 日（木）よりびわ湖疏水船受付事務局（J T B 西日本京都支店内）にて受付開始 TEL：075—365—7768（9：30～17：30 土日祝休）

3. 運航ダイヤ：

【下り便】 1日5便 所要時間約55分（定員12名）

	大津発	山科着・発	蹴上着
下り1便	9：00	—	9：55
下り2便	9：15	9：40／9：50	10：20
下り3便	12：25	—	13：20
下り4便	12：45	—	13：40
下り5便	15：45	—	16：40

【上り便】 1日4便 所要時間約35分（定員8～12名 ※調整中）

	蹴上発	山科着・発	大津着
上り1便	10：45	—	11：20
上り2便	11：05	—	11：40
上り3便	14：10	—	14：45
上り4便	14：30	—	15：05

※各乗船場での案内開始は、各出航時間の20分前を予定

※到着時間は前後する場合があります

4. 乗船料金：いずれも税込金額です

	通常期	繁忙期	トップ期 (桜や紅葉の時期、大型連休など)
曜日	月・木・金（平日）	土・日・祝	毎日運航
料金	4,000円	5,000円	8,000円

※火・水（平日）は点検や試験運航のため定期船は運休となります

※下り便・上り便同額

※上記は大津～蹴上間の料金です（山科発着料金は後日発表）

※大人・小人同額（ただし3歳未満の幼児は保護者の膝の上への同席に限り無料）

5. 運航区間：琵琶湖第一疏水は長さ8.7キロ、明治23（1890）年完成

【大津乗下船場】 滋賀県大津市大門通

【蹴上乗下船場】 京都府京都市山科区日ノ岡夷谷町

【山科乗下船場】 京都府京都市山科区四ノ宮柳山町



6. 運航船：2017年新規造船「めいじ」および「へいせい」（軽合金 2.2トン 全長7.5m）の2隻で運航（船舶詳細は別紙ご参照ください）

船内では操船ガイド（1名）が琵琶湖疏水の歴史や由緒などをご紹介します

7. 平成30年運航カレンダー：

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
2月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水			
3月	☆	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
4月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
5月	○	○	○	○	○	○	○	○	◇			◇	◇	○	○	◇			◇	◇	○	○	◇			◇	◇	○	○	◇	
6月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
7月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
8月	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
9月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
10月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
11月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
	◇	◇	○	○	◇			◇	◇	○	○	◇			◇	◇	○	○			◇	◇	○	○	◇			◇	◇		

☆発売開始 ★テーブルカットセレモニー ◇通常期 ○繁忙期 ◎トップ期

◆今後の取組◆

平成27年から3年間、琵琶湖疏水船下り実行委員会（琵琶湖疏水沿線魅力創造協議会へ移行）および琵琶湖汽船、JTB西日本は、今春まで計5回の試行事業を繰り返し、琵琶湖疏水通船の商品力の強化に向けて取り組んで参りました。今後は船舶運航だけではなく、船舶の発着地である大津、山科、蹴上・岡崎周遊のウォーキングツアーや、ウェディングフォトプランの開発などにも着手し、京都市民と大津市民の生活や産業・文化を支える琵琶湖疏水の建設意義を広く認識いただくとともに、琵琶湖疏水沿線の魅力創造、地域の更なる活性化に向けた取り組みを行って参ります。



※写真はイメージです

※共同リリースにつき、各社より下記の記者クラブにお届しております。

【JTB西日本】 大阪商工記者会、青灯クラブ

【琵琶湖汽船】 京都経済記者クラブ、大津市政記者クラブ

◆一般のお客様からのお問合せ先

JTB西日本 京都支店内 びわ湖疏水船受付事務局

TEL：075-365-7768（9：30～17：30 土日祝休）

【※2018年2月1日から電話開通】

◆旅行会社等からのお問合せ先

JTB西日本 京都支店内 びわ湖疏水船受付事務局 担当：村川

TEL：075-365-7724（9：30～17：30 土日祝休）

◆報道関係者様からのお問合せ先

JTB西日本 広報室

担当：荒井・角田

TEL：06-6260-5108

【新船概要】

全長 7.50M

幅 2.10M

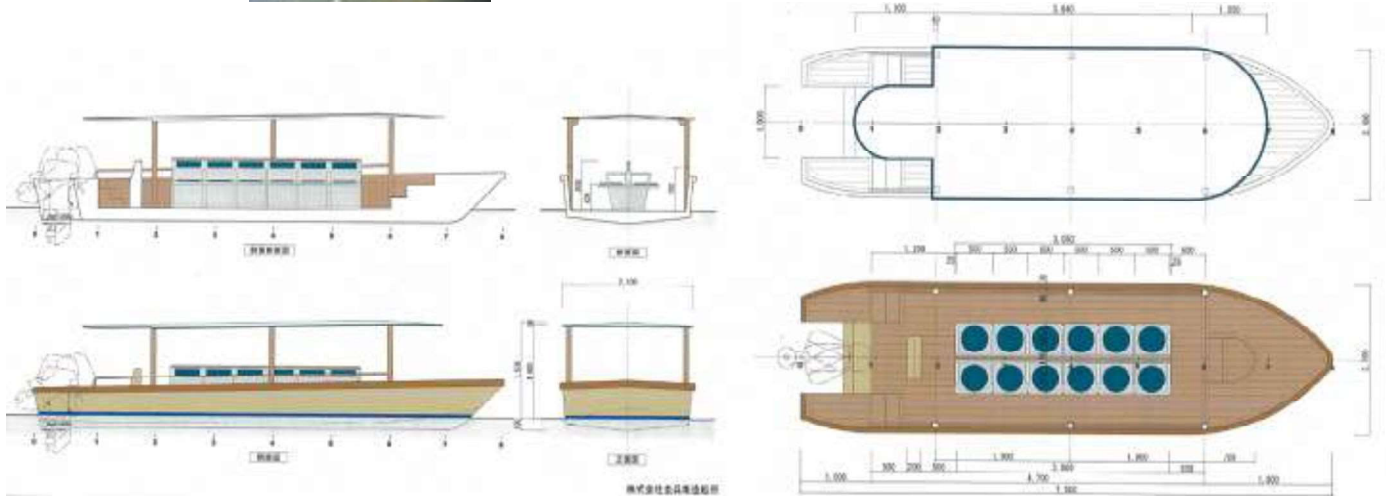
喫水(計画・満載時) 0.30M

総トン数 2.2トン

最大搭載定員 14名(操船者2名および旅客12名)

主機関 船外機 1基 60PS

めいじ号



へいせい号

